平成２２年（フ）第２２４号
茨城県水戸市見和１丁目359－６　県営桜ヶ丘アパート24号棟103、住民票上の住所茨城県那珂市菅谷3646番地１
債務者　大和田紀子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
茨城県常陸太田市中城町185番地の12
債務者　高木　明子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
茨城県東茨城郡城里町大字上入野2523番地
債務者　苅谷　祐希
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
茨城県水戸市千波町1850番地　小松崎住宅
債務者　長谷川恵子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
茨城県日立市滑川本町２丁目18番７－３号、前住所千葉県船橋市二和東５丁目48番20－506号
債務者　佐々木克美
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７３号
茨城県日立市金沢町３丁目18番５号
債務者　溝井　喜秋
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８７号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘５丁目197番地の62
債務者　三好　孝仁
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０３号
茨城県桜川市真壁町真壁81番地
債務者　和田　　彰
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１０４号
茨城県筑西市関本上1380番地１
債務者　小貫　　稔
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１０６号
茨城県桜川市本木1414番地８
債務者　潮田　勝昭
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１０９号
茨城県下妻市加養252番地３　加養第二ツクバハイツ201号
債務者　白井　美香
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１３号
茨城県古河市東山田996番地29
債務者　工藤智佐子（旧姓剣持）
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１９号
茨城県結城郡八千代町大字平塚2974番地５
債務者　田中　孝典
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１７９号
岐阜市尻毛１丁目178番地１
債務者　松田　浩次
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町２丁目130番地１ライオンズ三柿野803
債務者　長尾　武司
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町２丁目130番地１ライオンズ三柿野803
債務者　長尾　圭子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
岐阜県各務原市川島松倉町2202番地12
債務者　石元　朋美
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所